

事例 2

アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体

【生産者団体の概要】

相談者は、約 40 名の生産者により 25.3ha でナシ栽培をしている生産者団体である。ジャンボナシと言われる「愛宕」のほか「新高」、「歎月」、「甘太」などを国内に出荷している。

輸出者から地方農政局に対しアメリカ本土向けにナシ生果実を輸出したいと相談があり、同地域内でナシを生産している生産者団体に農政局から輸出の相談が行われたものである。また、栽培地を管轄する県の農林事務所も輸出について積極的な指導を行っている。

なお、生産者団体に対する支援は昨年度から継続して実施している。

【事業の推進に当たって生産者団体が抱える課題等】

相談者はアメリカ向けナシ生果実の検疫条件が厳しいと感じており、必要な手続き等に不安があるが、団体としても生産者としても、輸出に向け積極的に取り組む意向である。一方、昨年度に専門家からの説明の中で、栽培地検査の実施に当たり補助員を設置しなければならないこと、選果こん包施設の登録に当たり選果技術員の登録をしなければならないこと、輸出先国の残留農薬基準値に適合した防除暦による防除が求められるが、昨年までの防除暦で適合できるか不安であることなどの解決すべき課題がある。



(昨年度の説明状況)

【支援等の内容】

(1) 昨年度の支援

アメリカの検疫条件の概要、検疫条件に基づく必要な検査手続きの流れ、生産園地の条件（袋掛け、検疫病害虫の防除）、栽培地検査の実施及び検査内容、選果こん包施設の条件（選果技術員の選定）、これらに関する提出書類等のほか、アメリカのナシ生果実に対する残留農薬基準値に関する情報、輸出統計情報

を説明した。

また、相談者は、タイ向けにナシ生果実の輸出経験があることからアメリカ本土向けの検疫条件との相違点も併せて説明した。

(2) 今年度の支援

① 1回目の支援

相談者から今年度は、「愛宕」及び「新高」を輸出したいとして支援の依頼を受けたことから、生産

園地及び選果こん包施設の登録申請に当たって必要な手続き、流れなどの概要を説明した。また、同席した植物防疫官からは事務手続き及び補助員の委嘱について説明がなされた。

専門家からは、生産団体が行った昨年の残留農薬分析結果をもとに、アメリカが定める基準値を超える農薬があったことから、これらの農薬については、代替農薬を検討するか、散布時期を早めるなどの対応が必要であることのほか、隣接園地からのドリフトにも注意が必要であることを説明した。

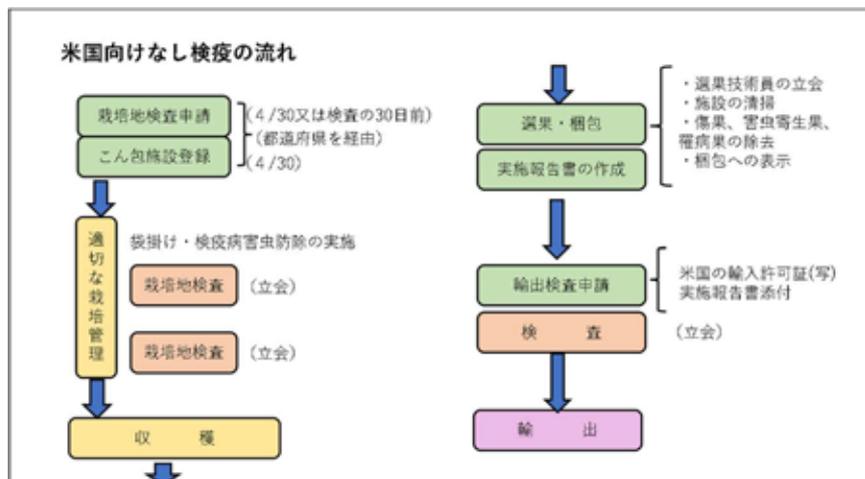
② 2回目の支援

その後、県の農林事務所から「輸出予定の生産者から聞き取った前年の防除暦について検討し、アメリカの残留農薬基準値と比較して散布農薬を変更した方が良いと思われる農薬のリスト」が提出され、農薬の専門家から、同農林事務所及び相談者に対し、代替農薬等の説明を行った。

特に、①黒星病に対する薬剤について、耐性菌管理の面で代替薬剤の提案と現行薬剤の使用回数の削減を勧める、②防除暦に掲載されている交信

項 目	スライド
1 検疫条件の概要	3
2 植物防疫所へ提出する書類及び提出時期	7
3 生産園地	8
4 栽培地検査	10
5 選果こん包施設	11
6 選果技術員への技術研修等	14
7 選果こん包等の実施	15
8 米国向け梱包の表示	17
9 米国向けなし選果こん包実施報告書	18
10 輸出検査の申請	20
11 輸出検査	22
12 低温保管施設の認定	24
13 輸出検査済み荷口の再検査	25
14 米国農務省による輸入検査、現地視察等	26
15 輸出時の輸送方法	27
(参考)補助員の設置	28

(説明内容)



(提供した資料：検疫のフロー)

かく乱剤の使用に当たっては1回の施用でなく、2回に分割して施用する方法として、1回目は施用量の半分を施用し、残り半分の効果を減衰する後期に施用する方法も有効である、③昨年の分析結果で、散布していない農薬成分が検出されているが、原因の一つとしては使用農機具の洗浄不足やドリフトなどが考えられるものの、圃場全体に及ぶことはない、④残留農薬基準に直接影響するものではないが、黒星病の落ち葉処理について、資料を提供し説明をした。



(今年の説明状況)

相談者から、アメリカにおけるバチルス製剤に対する規制について質問があり、後日資料をまとめて提供した。

【相談者の対応状況】

今年度の輸出は、サンプルとして少量を輸出することとし、「愛宕」3圃場、「新高」1圃場に対する栽培地検査申請書及び選果こん包施設登録申請書を最寄りの植物防疫所に提出した。

植物防疫官による栽培地検査において1圃場「新高」が検疫条件である袋の破損が認められたことから不合格となったが、残る「愛宕」3圃場については、合格となった。

合格圃場から生産された果実は、登録された選果こん包施設で梱包され、11月及び12月に約30Kgが輸出された。

【評価・所感】

相談者はすでにタイ向けにナシ生果実の輸出手続きを行っている。タイ向けナシ生果実については、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録、登録選果こん包施設での選果などこん包が主たる条件となっている。一方、今回輸出するアメリカ本土向けナシ生果実については、タイ向けナシ生果実と比較するとより綿密な条件が付されている。このため相談者は、検疫条件がクリアできるか、栽培地検査受検、選果こん包等に対応できるかといった不安を持っていた。

専門家による昨年の説明時には不安が一掃されてはいなかったものの、生産者団体の強い要望、生産者の理解があったことから、今年度の輸出を進めることができたものと考えられる。

また、地方農政局の積極的な輸出の働きかけのほか、県の農林事務所はアメリカの残留農薬基準値をクリアすべく防除暦の検討を行うほか、補助員の設置等でも協力しており、さらに、今年度の相談者等の打合せには、農政局担当者、農林事務所の担当者も参加し、問題点の共有が行われ、問題点の解決が進められたことも輸出を後押ししたものと考えられる。

なお、栽培地検査において袋掛けが十分でなかったとして1圃場が不合格となったことから、次年度に向けて相談者に対し適切な対応方法について説明していくこととしている。



(出所：財務省貿易統計)